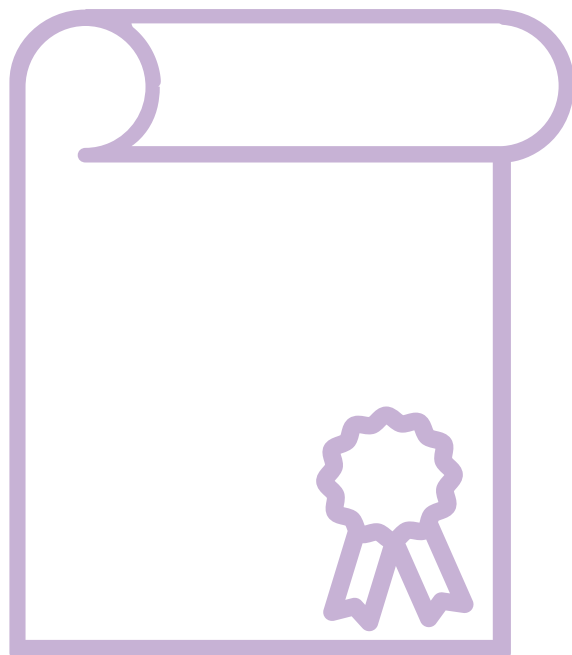


2025年。
国際協同組合年が
やってくる。

2025国際協同組合年 (IYC2025) 全国実行委員会
Japan Committee for the International Year of Cooperatives in 2025

国際協同組合年（IYC）とは？



国連が2025年を 国際協同組合年 と宣言

国連総会は、2025年を「国際協同組合年」（IYC=International Year of Co-operatives）とすることを宣言しました。2012年に続き2回目となります。

これは、2023年11月3日の国連総会の決議「社会開発における協同組合」で行なわれたもので、協同組合を振興し、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高めるため、国連、各国政府、協同組合が、この機会を活用することを求めています。

国連決議



なぜ国連はIYC2025を設定したの？

国連は国際協同組合同盟（ICA）と連携を図り、国際協同組合デーの開催、国連総会における協同組合振興決議、協同組合振興のための国連ガイドラインの策定等協同組合振興に努めてきました。国連専門機関のILO（国際労働機関）やFAO（国連食料農業機関）は、とりわけ協同組合と深い関係があります。

国連が協同組合を重視するのは、協同組合が、その事業や活動を通じて、女性、若者、高齢者、障がい者を含むあらゆる人々の経済社会開発への参加を促し、貧困の根絶、雇用の創出、社会とのつながりの強化に貢献するとともに、持続可能な開発等に貢献できる企業体・社会的事業体であると評価しているからです。

このため、国連はIYC2025を通じて、

- ① 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高める。
- ② 協同組合の発展を支援し、協同組合を振興する。

などの取り組みを講じるよう各国政府や関係機関に要請しています。



持続的な開発目標 (SDGs)と 協同組合

IYC2025を宣言した国連総会決議で言及している「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals=SDGs)とは、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。貧困・飢餓・気候変動など人類・地球全体が直面する問題を解決し「持続可能」な世界を実現するために、2030年までの達成を目指して世界各国で取り組みが進められています。

SDGsは「だれひとり取り残さない」を基本理念として掲げており、社会的に弱い立場の人も含め、すべての個人を社会の一員として尊重すること(社会的包摂)は「持続可能な開発」に不可欠な要素です。

協同組合は、誰かに助けってもらうことによって解決をはかるのではなく、一人一人の主体的な参加を基礎に、生産や暮らしなどの様々な面で協同しあうことによって、解決の道を切り開いていこうというものです。自ら事業を利用したり、事業に参加したいと考える人は誰でも加入で

きるオープンな組織であり、協同組合が大切にする平等、公正、連帯という価値は、SDGsの理念と合致します。

また、SDGsの17目標は協同組合の事業の中で貢献できるものばかりです。協同組合は国連によりSDGsを達成するための重要なステークホルダーの一つとして位置づけられています。日本でも同様に政府の「SDGs実施指針」に協同組合が明記されています。SDGsの達成において協同組合が果たす役割に、国内外で大きな期待が寄せられているのです。

協同組合の
SDGs取り組み事例



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





国際年

国連では1957年(国際地球観測年)より国際年を設定し、世界に共通する重要テーマについて、各国や世界全体が1年間を通じて呼びかけや対策を行うよう取り組んでいます。国際協同組合年もその1つで、2012年に続き、2025年は2回目となります。

協同組合に関係の深い国際年としては、1975年の国際婦人年、1979年の国際児童年、1986年の国際平和年などがあります。



ICA (国際協同組合同盟 International Cooperative Alliance)

1895年に設立された、国際的な協同組合の連合組織であり、世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の連合組織が加盟しています。

加盟組織は103か国299団体(ICAホームページ2024年4月)、加盟組織傘下の組合員は世界全体で10億人を超えています。本部はベルギーのブリュッセルにあり、日本からは17組織が加盟しています。

協同組合の価値・原則の普及と協同組合間の国際協力の促進、世界の平和と安全保障への貢献等を目的とし、情報発信、国際会議・セミナー等の開催、国連機関等への提言・意思反映活動等に取り組んでいます。



 International Cooperative Alliance



一般社団法人 日本協同組合連携機構(JCA)

日本の協同組合グループを横断した、わが国唯一の常設の法人組織です。わが国の協同組合の健全な発展と地域のよりよいくらし・仕事づくりを目的に、2018年4月1日に発足しました。英文表記はJapan Co-operative Allianceで、その頭文字をとってJCAが略称です。

事業は、①協同組合間連携の促進(全国域、県域、国際)、②協同組合に関する政策提言・広報、③協同組合に関する教育・調査・研究を行い、「協同をひろげて日本を変える『学ぶ』と『つながる』プラットフォーム」(JCA2030ビジョン)となることを目指しています。

会員は、農協、生協、漁協、森林組合、労働者協同組合、労働金庫、信用金庫、信用組合、中小企業協同組合などの全国組織、県域組織および単位協同組合で、585会員(2024年3月31日現在)です。

 Japan Co-operative Alliance





協同組合のアイデンティティと持続可能な社会の実現について
学び、実践し、発信しよう

1 学ぶ



(1) IYC2025について 知る・共有する

IYC2025は、協同組合のことを広く知ってもらい、共感や信頼につなげ、協同組合の事業を利用する人、活動に参加する人、そして働く人を広げる大きなチャンスです。

まず、「2025年は国際協同組合年」を組合員・役職員で共有し、その意義について確認しましょう。

とくに、国際協同組合年とは何か、なぜ国連はIYC2025を宣言し、加盟各国に協同組合の振興を呼びかけているのか、背景にある協同組合への大きな期待や評価も含めて要チェックです。



(2) 協同組合のアイデンティティを学ぶ

協同組合のことを知ってもらうために、みなさんはどのように説明しますか？

その手がかりとなるものがあります。「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(以下「ICA声明」)です。

ICA声明は、協同組合とは何者か(定義)、何を大切にしているか(価値)、どのように運営するか(原則)、つまり、協同組合のアイデンティティ(協同組合らしさ)を示したもので、世界中の協同組合の運営指針となっています。協同組合に対する国際的な高い評価の背景には、ICA声明とこれに基づく協同組合の実践があるのです。

ところで、ICA声明が採択されて2025年で30年を迎えます。この間の環境変化をふまえて、2021年、ICAはこの声明について、**必要があれば**

見直すことも視野に入れて検証をスタートしました。これに呼応して、日本でも2022～2023年度に各地の協同組合でICA声明について学習会やワークショップが開催され、「今後、協同組合は何を大事にし、これからどうあるべきか」について話し合われました。JCAは出された意見をもとに、「協同組合のアイデンティティに関する提言」(以下「JCA提言」)をとりまとめ、2024年3月、ICAに提出しました。このJCA提言はワークショップ等に参加した約**2000人の意見が凝縮された**もので、協同組合のこれからの姿を示唆していると言えるでしょう。

ICA声明をもとに協同組合のアイデンティティについて学び、JCA提言を手がかりにしながら、皆さんの協同組合のこれからについて考えてみませんか。



協同組合のアイデンティティに関するICA声明

1995年に英国マンチェスターで開催された**第31回ICA世界大会**で採択されました。それまでの「協同組合原則」を改定するとともに、明文化されていなかった協同組合の「定義」および「価値」を新たに付け加えたものです。

世界中の協同組合が運営指針としているほか、国連「協同組合の発展を支援する環境づくりに関するガイドライン」(2001年)や、国際労働機関のILO193号勧告「協同組合の振興」(2002年)でICA声明をそのまま取り入れるなど、**国連はICA声明を各国の協同組合の政策に関する国際的な指針と位置付けています。**

日本の協同組合でも、ICA声明をふまえ、「生協の21世紀理念」「JA綱領」「JF綱領」「JForest森林組合綱領」などが制定されています。



協同組合原則

ICAの場で議論され、**世界の協同組合共通の原則**として定められたものです。

協同組合が誕生して以来、様々な誤りや失敗を含む経験の中から、これだけはお互いに守っていきこうと作りだされた共通のルールであり、時代の変化に応じて少しずつ修正されながら今日に至っています。

協同組合原則の源流は、19世紀に英国「**ロッチデール公正先駆者組合**」が自分たちの原則として定めたものにさかのぼります。多くの協同組合がこれに学び、やがて**ロッチデール原則**とよばれる国際的な規範になっていきました。

協同組合原則として、国際的な決議の形で初めてまとめられたのが1937年の第15回ICA世界大会です。その後、1966年の改定を経て、1995年の第31回ICA世界大会で現在の原則に改定され、ICA声明の一部となっています。

協同組合のアイデンティティに関するICA声明

出典：「21世紀の協同組合原則」
日本協同組合学会 訳編

❁ 定 義 ❁

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする。

❁ 価 値 ❁

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

❁ 原 則 ❁

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（1人1票）をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

・準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため～その準備金の少なくとも一部は分割不能なものとする～

・協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため

・組合員の承認により他の活動を支援するため

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修および広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域的、全国的、(国を超えた)広域的、国際的な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。



協同組合のアイデンティティをめぐるとの主な動き

2025	国際協同組合年 IYC2025
2016	「協同組合の思想と実践」がユネスコ無形文化遺産に登録
2012	国際協同組合年 IYC2012
2002	国際労働機関 ILO193号勧告「協同組合の振興」
2001	国連「協同組合の発展を支援する環境づくりに関するガイドライン」
1995	「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を採択 第31回 ICA世界大会(マンチェスター)
1966	協同組合原則を改定/第23回 ICA世界大会(ウーン)
1937	協同組合原則を採択/第15回 ICA世界大会(パリ)
1895	国際協同組合同盟(ICA)設立(ロンドン)
1860	ロッヂデール組合がルールブックに原則を掲示
1844	ロッヂデール組合設立



JCA「協同組合アイデンティティに関する提言」

(概要)(2024年3月)

1. 地域社会への関与を協同組合の目的として「定義」のなかに記載すること
2. 組合員参加に関する記述を充実させること
3. 職員を協同組合の担い手として位置づけること
4. 協同組合を越えた協同を規定すること
5. 平和・非暴力に言及すること
6. 環境に言及すること
7. 広報に関する記述を充実させること
8. その他の改定に関すること

詳しくは



(3) 持続可能な社会の実現に向けた取り組みを学習する

2回目の国際協同組合年を宣言した2023年10月の国連決議では、協同組合の、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献が高く評価されています。

と言われると、皆さんの中には、「SDGsなんて活動するうえで考えたこともないよ」あるいは「自分たちは評価されるほどのことはやっていないよ」と戸惑われる方もいらっしゃるかもしれません。

でも、例えば、持続可能な食料生産や消費、安心して住み続けられる地域社会づくり、働く場づくり、健康や福祉の向上、思想信条や老若男女を問わず誰でも参加できる事業や活動の場づくり、省資源・リサイクル活動などはどうでしょうか。

皆さんの協同組合でも、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に貢献できる事業や活動に何かしら取り組まれているのではないのでしょうか。

IYC2025を好機として、持続可能な開発目標(SDGs)について、持続可能な社会とはどのようなものか、何が目標とされているか学びましょう。そして、皆さんの協同組合の取り組みについてそうした観点から改めて振り返ってみましょう。



2 実践する



協同組合のアイデンティティは、皆さんの事業や活動の中で活かされていますか？ また、どうしたら活かせるでしょうか？

皆さん自身が満足のいくもの、自信を持ってPRしたり、参加を誘ったりすることができるものとなっているのでしょうか？

学びや振り返りの中から、改めて課題が浮き彫りになってくることと思います。

では、次のアクションについて、みんなで話し合い、できることから始めてみませんか。

他の協同組合や企業・団体とつながり、事業や活動を学んだり、一緒に活動したりするのもいいですね。IYC2025はみんながつながり、協同の輪を広げ、実践するチャンス的一年なのです。



協同組合間の連携事例



協同組合のSDGs取り組み事例

こうして学んだこと、実践していること、実践したいことを広く発信しましょう。

発信することで、協同組合のことを広く知ってもらい、共感や信頼につなげ、協同組合の組合員として、事業を利用する人、活動に参加する人が大きく広がる可能性があります。

JCAの「協同組合に関する全国意識調査2022」では、協同組合の組合員はSDGsへの関心が高く、組合員が増えることで社会を変えていく可能性を秘めています。

／協同をひろげて、日本を変えていきましょう。／



3 発信する



さまざまな協同組合が、地域で助け合いの輪を広げ、持続可能な開発目標の実現に貢献しています。



第1次産業生産者の協同組合 (農協、漁協、森林組合)

第一次産業(農業・林業・漁業)に携わる地域の組合員のニーズに対応し、経営・技術指導、低コスト資材の供給、共同販売、事業資金や生活資金の貸付け等により組合員の農林水産業経営と生活を守ることを通じ、消費者への安全で新鮮な農林水産物の生産・販売と、農地、山林、海など美しい国土の保全に寄与しています。農・林・漁業別に協同組合が組織されています。



消費者の協同組合(生協)

地域や職域の消費者が組合員となり、よりよい暮らしの実現をめざし、店舗事業や宅配事業を通じて、安全・安心な商品(消費財)を共同購入しています。組合員の「こんな商品があったら」という願いを具現化させたオリジナルのコープ商品や、生産者と組合員をつないだ産直品などは、協同組合の特徴的な商品です。そのほか、組合員同士の助け合いや子育て支援などの組合員活動を通じ、安心して暮らせる地域づくりを推進しています。



医療・福祉の協同組合 (農協厚生事業、医療福祉生協)

病院・診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等の幅広い事業を展開しています。地域に密着した医療・福祉サービスの提供を通じ、安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組んでいます。



協同労働で 仕事をおこす協同組合 (労働者協同組合)

労働者協同組合は2022年に制度化されました。人々が自ら出資して起業し、自ら労働者として共に働き、民主的に経営する「協同労働の協同組合」です。事業分野は、子育て支援、介護・福祉、生活困窮者支援、ビルメンテナンス、ITエンジニア、デザイン、物流、造園、キャンプ場運営、食品加工などバラエティーに富んでいます。起業を通じて地域に働く場を創り、社会の課題解決やニーズに応え、持続可能で活力ある地域社会づくりに貢献します。



協同組織金融機関 (信用組合、信用金庫、労働金庫、農協、漁協)

協同組織金融機関とは、出資者でもある組合員(会員)が預貯金しあい、集まったお金を必要な時に適切な審査のもとに組合員(会員)に融資する協同組合組織の金融機関です。地域に根ざし、地場の農業者、漁業者、勤労者、中小企業等の経営安定や改善、住民の暮らしの向上など、さまざまな問題解決や価値創造をお手伝いし、地域経済の発展に貢献します。

信用組合、信用金庫は、中小企業・小規模事業者等や地域・業域・職域の個人がサービスを利用します。労働金庫は労働組合や生協が母体となり、その組合員が金融サービスを利用しています。農協、漁協は組合員である農業者や漁業者が金融サービスを利用しています。



万が一を助け合う共済の協同組合 (農協、生協、漁協、中小企業組合など)

共済とは、わたしたちの生活を脅かすさまざまな危険(生命の危険や住宅災害、交通事故など)に対し、組合員どうして助け合う相互扶助を具現化した保障事業です。組合員があらかじめ一定の掛金を拠出して、協同の財産を準備し、死亡や災害など不測の事故が生じた場合に、組合員や遺族に生じる経済的な損失を補い、生活上の安定を図るため、そこから共済金を支払います。つまり、組合員の誰かが困ったときに、ほかの組合員全体が助ける仕組みです。



中小企業の協同組合 (事業協同組合、企業組合など)

経営資源の限られた中小企業は個々の企業努力だけでは、経営の近代化・合理化など、さまざまな課題を解決することは困難です。そこで、中小企業組合制度の活用によって企業同士が連携し、それぞれが保有するノウハウや経営資源を補完し合い、共同購入、共同受注、共同生産、共同販売、販路開拓、新技術の開発、人材育成、福利厚生等、さまざまな取り組みを通じて経営基盤の強化を図っています。代表的な中小企業組合としては、中小企業を組合員とする事業協同組合、個人を組合員とする企業組合などがあります。

2025国際協同組合年(IYC2025)全国実行委員会

(2024年7月発足)



委員(敬称略)

一般社団法人 全国農業協同組合中央会 代表理事会長 山野 徹【代表】
日本生活協同組合連合会 代表理事会長 土屋 敏夫【副代表】
全国漁業協同組合連合会 代表理事会長 坂本 雅信
全国森林組合連合会 代表理事会長 中崎 和久
日本労働者協同組合連合会 理事長 古村 伸宏
全国労働者共済生活協同組合連合会 代表理事理事長 打越 秋一
一般社団法人 全国労働金庫協会 理事長 西田 安範
全国農業協同組合連合会 経営管理委員会会長 折原 敬一
全国共済農業協同組合連合会 経営管理委員会会長 青江 伯夫
農林中央金庫 代表理事理事長兼執行役員 奥 和登
一般社団法人 家の光協会 代表理事会長 栗原 隆政
株式会社 日本農業新聞 代表取締役会長 港 義弘
全国厚生農業協同組合連合会 代表理事会長 長谷川 浩敏
株式会社 農協観光 代表取締役会長 篠原 末治
一般財団法人 全国農林漁業団体共済会 会長理事 櫻井 宏
全国大学生生活協同組合連合会 代表理事・会長理事 武川 正吾
全国学生委員長 加藤 有希
日本医療福祉生活協同組合連合会 代表理事会長理事 高橋 淳
日本コープ共済生活協同組合連合会 代表理事理事長 和田 寿昭
日本文化厚生農業協同組合連合会 経営管理委員会会長 八木岡 努
一般社団法人 全国信用金庫協会 会長 平松 廣司
一般社団法人 全国信用組合中央協会 会長 柳沢 祥二
一般社団法人 日本共済協会 専務理事 清 桂司
労働者福祉中央協議会 会長 芳野 友子
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 会長 村上 彰一
全国中小企業団体中央会 会長 森 洋
共栄火災海上保険株式会社 取締役社長 社長執行役員 石戸谷 浩徳
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 代表 藤井 恵里
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子
一般社団法人 日本農福連携協会 会長理事 皆川 芳嗣
一般財団法人 アジア農業協同組合振興機関(IDACA) 理事長 山野 徹
一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク(SDGsジャパン)共同代表理事 大橋 正明
公益財団法人 賀川事業団雲柱社 理事長 石部 公男
公益財団法人 さわやか福祉財団 理事長 清水 肇子
認定特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長 湯浅 誠
認定特定非営利活動法人 日本ボランティアコーディネーター協会(JVCA) 代表理事 栗木 梨衣
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 奥田 知志
日本協同組合学会 会長 杉本 貴志

監事(敬称略)

一般社団法人 家の光協会 代表理事専務 木下 春雄
全国大学生生活協同組合連合会 代表理事・専務理事 中森 一郎

賛助会員(敬称略)

国際連合地域開発センター(UNCRD) 所長 遠藤 和重
国際労働機関(ILO)駐日事務所 駐日代表 高崎 真一

事務局 一般社団法人 日本協同組合連携機構(JCA)

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町11番地 飯田橋レインボービル5階
TEL:03-6280-7200(代表) FAX:03-3268-8761 <https://www.japan.coop/>

